

後期高齢者医療資格確認書についてのお知らせ

問 町民福祉課 国保・年金係 ☎ 0278 (25) 5010

令和6年12月2日をもって後期高齢者医療被保険者証の新規発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証として利用登録済みのマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行しましたが、今年度はマイナ保険証をお持ちでない方やマイナ保険証に対応していない保険医療機関等でも円滑に受診できるよう、8月1日から使える「後期高齢者医療資格確認書」を全被保険者へ交付いたします。

今年度の資格確認書の色は「茶色」です。マイナ保険証をお持ちでない方でも資格確認書を保険医療機関等でご提示いただくと今までどおり受診できます。「みどり色」の被保険者証および資格確認書は8月以降ご使用できなくなりますので、新しい資格確認書を7月中にお手元に届くように郵送します。

後期高齢者医療資格確認書			
有効期限 交付年月日			
被保険者番号			
被 保 険 者	住 所		
	氏 名	見本	性別
	生 年 月 日		
資格取得年月日			
負担割合 発効期日			
限度区分 発効期日			
長期入院該当日			
特定疾病区分 発効期日			
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印		群馬県後期高齢者医療広域連合 見本	

支払いが高額になる可能性がある方で、マイナ保険証をお持ちでない方は、申請手続きをしてください。

オンライン資格確認の仕組みにより限度区分が確認できる保険医療機関等の窓口で同意した場合、限度区分の併記のない資格確認書の提示でも限度区分が適用されます。

なお、現役並み所得者Ⅱ、Ⅰまたは低所得者Ⅱ、Ⅰの方で次の条件の全てに該当する方は、申請手続きを省略し令和8年7月31日まで使用できる、限度区分が併記された資格確認書を送付します。

①前年度に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け現在も該当している方、または限度区分（「現Ⅰ」「現Ⅱ」「区Ⅰ」「区Ⅱ」）が併記された資格確認書をお持ちの方

②令和7年度も引き続き現役並み所得者Ⅱ、Ⅰに該当する方または令和7年度も引き続き住民税非課税世帯である方

（注意）

1. 入院時の食事代は、保険医療機関等で限度区分の確認ができないと減額の対象になりませんのでご注意ください。
2. 長期入院該当による食事代の減額を受けるためには申請が必要です。

▼マイナ保険証についての問い合わせ先
マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178

▼その他後期高齢者医療保険に関するお問い合わせ先

みなかみ町役場 町民福祉課国保・年金係

☎ 0278-25-5010直通

群馬県後期高齢者医療広域連合

☎ 027-256-7171

● 「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」は廃止されました。

現役並み所得者Ⅱ、Ⅰまたは低所得者Ⅱ、Ⅰの方は、今後は以下の方法により、保険医療機関等の窓口における一部負担金の金額を自己負担限度額までに抑えることができます。

【マイナ保険証をお持ちの方】

- ・保険医療機関等の受付時にマイナ保険証を提示し、情報提供に同意する

【マイナ保険証をお持ちでない方】

- ・限度区分（「現Ⅰ」「現Ⅱ」または「区Ⅰ」「区Ⅱ」）が併記された資格確認書を保険医療機関等に提示する（併記する場合は申請が必要です）

●自己負担割合、所得区分、自己負担限度額は別表のとおりです

・自己負担割合、所得区分は同一世帯の被保険者の今年度（令和7年度）の住民税課税所得により判定されます。

住民税課税所得が145万円以上の被保険者および世帯の被保険者は3割負担、3割負担を除いた一定以上の所得※1のある被保険者は2割負担、それ以外の被保険者または世帯全員の住民税が非課税の被保険者は1割負担となります。

なお、令和6年12月31日時点で世帯主であって、同一世帯に合計所得38万円以下（給与所得がある場合は、給与所得から10万円を控除した額）の19歳未満の世帯員がいる場合には、世帯員の年齢と人数に応じた額（①16歳未満は1人につき33万円 ②16歳以上19歳未満は1人につき12万円）を住民税課税所得から控除し自己負担割合、所得区分を判定します。

ただし、3割負担に該当する方のうち、前年（令和6年中）の収入額が次のいずれかに該当する場合は、1割または2割負担となります。

- ①被保険者が世帯に1人で収入額が383万円未満
- ②被保険者が世帯に2人以上で、収入額合計が520万円未満
- ③被保険者が世帯に1人（収入額383万円以上）で、他に70歳から74歳の方がいる場合、その方と被保険者の収入額合計が520万円未満

自己負担割合、所得区分		自己負担限度額(月額)	
		外来(個人)	外来+入院(世帯)
3割	現役並み所得者Ⅲ		
	同一世帯に住民税課税所得が690万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <多数回140,100円※1>	
	現役並み所得者Ⅱ		
	同一世帯に住民税課税所得が380万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <多数回93,000円※1>	
	現役並み所得者Ⅰ		
	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数回44,400円※1>	
2割	一般Ⅱ		
	①同一世帯に被保険者が1人場合 住民税課税所得28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上 ②同一世帯に被保険者が2人以上の場合 住民税課税所得28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が320万円以上	18,000円または (6,000円 + (医療費 - 30,000円) × 10%) の低い方を適用 <年間上限144,000円>	
	一般Ⅰ		
	現役並み所得者、一般Ⅱ以外の住民税課税世帯	18,000円 <年間上限144,000円>	
1割	区分Ⅱ		
	同一世帯の全員が住民税非課税(低所得者Ⅰを除く)	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		
	住民税非課税世帯で、世帯全員の所得が0円(年金収入は控除額80.67万円※2で算出し、給与収入は、給与所得控除後さらに10万円を控除して計算)	8,000円	15,000円

※1過去12ヶ月の間に、外来+入院(世帯)の高額療養費の支給を4回以上受けている場合は、4回目から多数回該当となり、限度額が下がります。

※2令和7年8月1日から施行(施行前は80万円)。

介護保険負担限度額認定についてのお知らせ

☎ 町民福祉課 高齢介護係 ☎ 0278(25)5012

「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けると、介護保険施設を利用する方の居住費・食費の負担が軽減されます。現在、交付されている方は令和7年7月31日で有効期限が切れますので、継続には再度申請が必要です。なお、更新の手続きは令和7年7月31日までをお願いします。新規申請は随時受付を行います。

●対象サービス

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ショートステイ
※有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホーム、デイサービスには適用されません。

●対象者の要件

次のi～iiiの要件をすべて満たす方、または、生活保護を受給している方。
i：本人を含む世帯全員が住民税非課税
ii：別世帯に配偶者がいる場合は、配偶者も住民税非課税
iii：本人および配偶者の預貯金等(有価証券、投資信託、タンス貯金(現金)を含む)合計額が、本人の所得状況に応じた基準額以下の金額(下表)
(i～iiiの要件をすべて満たす場合は、第2段階から第3段階②のいずれかの段階で認定対象者となります。)

●利用者負担段階

利用者負担段階	世帯の課税状況・本人の所得状況	預貯金等資産要件	
		単身	夫婦
第1段階	・老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	1,000万円以下	2,000万円以下
第2段階★	年金収入とその他合計所得金額が80.9万円以下	650万円以下	1,650万円以下
第3段階	①★ 年金収入とその他合計所得金額が80.9万円超120万円以下	550万円以下	1,550万円以下
	②★ 年金収入とその他合計所得金額が120万円超	500万円以下	1,500万円以下

※★は、非課税年金(障害年金・遺族年金)の収入額を含める

●1日あたりの費用負担額

利用者負担段階	居住費				食費		
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室	短期入所	介護保険施設入所
			特養等	老健等			
第1段階	880円	550円	380円	550円	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	480円	550円	430円	600円	390円
第3段階①	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	1,000円	650円
第3段階②	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	1,300円	1,360円

特養等・・・特別養護老人ホーム、短期入所生活介護
老健等・・・介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護

令和7年度中学生海外派遣事業参加者を募集します

問 学校教育課 学校教育係 ☎ 0278(25)5024

町教育委員会では、町内に住所を有する中学2年生を対象に令和7年度中学生海外派遣事業を実施します。

友好都市である台南市の中学生等との交流によって、友好親善に寄与するとともに、異文化との共生・協調の重要性を学び、国際理解力の向上を図ることなどを目的としています。

派遣人数	本町に住所を有する中学2年生 (定員35名程度)
派遣期間	12月21日(日)～25日(木) 【4泊5日間】
派遣場所	台湾(台南市ほか)
個人負担	5万円 ※1 パスポート取得に関する諸経費なども個人負担です。 ※2 就学援助制度認定世帯は個人負担金軽減措置があります。
応募期限	8月8日(金)まで

●その他

事前学習会等に参加し、帰国後は報告書などの提出があります。

※事前学習では、オンラインによる英会話講習を複数回予定。

●応募資格

学校給食費を完納している世帯に属する次のすべての条件を満たす生徒

- ・みなかみ町に住所を有する中学2年生
- ・本事業の参加に保護者の承諾を得られる生徒
- ・外国語や本事業に興味関心をもち、学習意欲および参加意欲の高い生徒
- ・本事業の目的を理解し、意見発表や交流の場に積極的に参加できる生徒
- ・自分の語学力を試し、積極的にコミュニケーションを図ることができる生徒
- ・基本的な生活習慣が身につけていて、規律を守れる生徒
- ・心身ともに健康で、海外滞在期間の生活に適應できる生徒
- ・派遣事業の事前研修および事後研修のすべてに原則参加できる生徒

●応募方法

学校教育課(教育委員会事務局)に用意されている申込書等に必要事項を記入の上、参加の動機および目的などをまとめた作文(400字詰め原稿用紙2枚程度)を添付して、学校教育課へ提出してください。※町内中学校の2年生には、別途、学校を通じて申込書等を配布します。

●令和6年度みなかみ町中学生海外派遣事業の様子



▲崇明中学校



▲台北・九份



▲台南市政府

令和7年度第2回みなかみ町職員採用第1次試験のお知らせ

問 申 総務課 人事係 ☎ 0278 (25) 5026



令和8年4月1日採用の、第2回 みなかみ町職員採用 第1次試験を実施します。希望される方は、職員採用試験申込書を総務課へ提出してください。採用試験申込用紙は、総務課で配布します。

●試験期日

令和7年9月21日(日)

※第2次試験につきましては、第1次試験合格者に詳細をお知らせします。

●試験場所

みなかみ町中央公民館 3階大会議室

●申込み期間

令和7年7月1日(火)～令和7年8月18日(月)
時間：午前8時30分～午後5時15分(土日祝日は除く) ※郵送の場合は、申込期間最終日の消印のあるものまで受け付けます。

●職種

一般事務・保育教諭・保健師・総合土木職・水道技術職

●試験の方法

適性検査・教養試験(高校卒業程度)

●採用予定人数

全職種若干名

●受験資格

一般事務	平成7年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者
保育教諭	平成2年4月2日以降に生まれた者で、保育士と幼稚園教諭、2つの資格を有する者、又は2つの資格を取得見込みの者
保健師	平成2年4月2日以降に生まれた者で、保健師の資格を有する者、又は資格を取得見込みの者
総合土木職	平成2年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に規定する高等学校以上の土木に関する学部(学科)を卒業した者、又は卒業見込みの者
水道技術職	平成2年4月2日以降に生まれた者で、民間企業等における3年以上の職務経験を有する者

戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

問 町民福祉課 住民・戸籍係 ☎ 0278 (25) 5029

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍に氏名の振り仮名が記載されることになりました。本籍地の市区町村から、戸籍に記載される予定の振り仮名が通知されます。通知時期は市区町村により異なり、おおむね8月末までには発送される予定です。

みなかみ町に本籍がある方への通知は7月下旬に発送予定です。通知が届きましたら、記載された氏や名の振り仮名を必ずご確認ください。通知の振り仮名が正しいときは、届出の必要はありません。また、戸籍の振り仮名制度を悪用した詐欺にご注意ください。詳細は、法務省ホームページまたは町ホームページをご確認ください。

**詐欺に
ご注意!!**

フリガナの届出に、お一人あたり
○万円振り込んでください

フリガナの届出をしないと、罰金を
払わないといけませんよ!!

え?そうなの? ⚠️ ⚠️ ⚠️ ⚠️ ⚠️

フリガナの届出に手数料はかかりません!

フリガナの届出をしなくても、罰則はありません!

●問い合わせ先

法務省振り仮名コールセンター
☎ 0570-05-0310

町民福祉課 住民・戸籍係
☎ 0278-25-5029



▲法務省 HP



▲町 HP

福祉医療費受給資格者証更新のお知らせ～8月から受給資格者証が新しくなります～
 問 町民福祉課 国保・年金係 ☎ 0278(25)5010

● **重度心身障害者・高齢重度障害者の受給資格者の方**

前年の所得額を確認し、資格認定する必要があるため、受給資格者証の有効期限は毎年7月31日になっています。

・ **令和7年8月1日以降も資格要件を満たす方**
 新しい受給資格者証を郵送いたします。手続きは不要です。

・ **令和6年中の所得が所得制限基準額を上回る方**
 助成対象外となります。受給資格喪失通知を送付いたします。

・ **受給資格者本人または配偶者・扶養義務者の所得状況が不明の方**
 所得申告勧奨通知を郵送します。通知の内容に沿ってお手続きをお願いします。

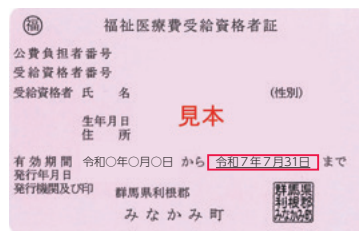
対象者には **上記のいずれかを7月中に郵送します**ので、必ず内容を確認してください。

● **ひとり親家庭等の受給資格者の方**

前年の所得額を確認し、資格認定するため、受給資格者証の有効期限は毎年7月31日になっています。対象者には更新の手続きに関する通知を7月末日までに郵送します。通知の内容に沿ってお手続きをお願いいたします。

資格要件を満たさなくなった場合は、受給資格がなくなりますので、町民福祉課または各支所の窓口へ申し出てください。

※なお、いずれの受給者証をお持ちの方も受給資格喪失後の受給資格者証は使用できません。有効期限が切れた証は本庁もしくは支所に返還していただくかご自身で破棄していただくなどして、**誤って医療機関で提示することのないようにしてください。**



▲福祉医療費受給資格者証

**不登校のお子さんやひきこもりさんを支える
家族のためのサロン**

「本人もつらいだろうけど家族も苦しい」「なにかできることはないだろうか」「将来どうなるのかな」・・・など、家族には家族なりの不安や焦りがあります。このサロンは、孤立感をやわらげ、ちょっとだけホッとできるような「家族にとってのこころの居場所」をつくることを目指しています。同じような悩みを持つ家族同士であつまり、思いや体験をお話したりしませんか。お話ししたことが外に漏れるということはありません。話すことが苦手という方は、ほかの参加者のお話をただ聴くだけでも大丈夫ですよ。

対 象：みなかみ町在住の、
 不登校のお子さんやひきこもりさんのご家族
 (親、きょうだい、祖父母など関係は問いません)

日 時：令和7年7月31日(木)13:30～15:00
 ※次回は秋に開催予定です。

場 所：みなかみ町中央公民館 3階 会議室A

申込み：不要。会場へ直接お越しください。

問い合わせ：福祉まるごとサポートセンター (町民福祉課 福祉相談係)
 ☎0278-25-8240

匿名での参加や途中からの参加、途中退出OKです!

イメージキャラクター
みくりん

資源ごみ（古紙類）のリサイクル状況と出し方のお願い

問 環境課 廃棄物処理係 ☎ 0278(64)1167

紙のリサイクルは、一度使われた紙（古紙）を原料として繰り返し使うことで資源の有効利用になり、廃棄物として処理される紙の量を削減し、ごみの減量化につながります。

「燃やせるごみ」の中にはまだまだ紙ごみが多くあります。資源となる紙類は資源ごみ収集日に無料で出すことができ、指定袋の使用量を減らすことができます。

奥利根アメニティパークでは、資源ごみとして収集したものを売却し、ごみ処理経費の財源の一部としています。引き続きごみの減量化・資源化にご協力をお願いします。

●令和5年度のご紙回収量および売却額

品目	収集量(t)	売却額(千円)
新聞	83	581
雑誌	149	449
段ボール	115	689
紙パック等	3	5
合計	350	1,724

品目例 新聞紙



雑誌



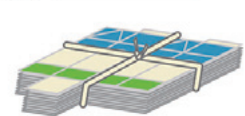
チラシや細かい紙類は雑誌の間に挟んでも大丈夫です。

段ボール



必ずたたんでください。※段ボールは断面が波状になっているものです。

紙パック



裏が白いものに限り、プラスチックの注ぎ口は取り外してください。

紙 雑紙



紙袋に入れるか、雑誌にはさんでください。

蜂の巣の駆除費用を補助します

問 申 総務課 消防・防災係 ☎ 0278(25)5002



町では、安全・安心に暮らすことのできる環境を維持していくことを目的に、人に危害を及ぼすおそれのある蜂の巣の駆除に要した費用の一部を補助します。令和6年度より行政区からの申請も可能になりました。

●交付条件

- ・町内において蜂が営巣している土地・建物の所有者、管理者または賃借する個人であること。ただし、国・地方公共団体および事業者は除く。
- ・駆除業者により蜂の巣を駆除すること
- ・世帯の全員に町税等の滞納のない方

●補助金額

補助金の額は、駆除するのに要した費用の2分の1に相当する額とし、10,000円を限度とします。(100円未満切り捨て)

●申請方法

駆除に要した費用を支払い後30日以内に、次の申請書等に必要事項を記入捺印し、次の添付書類とともに総務課危機管理室消防・防災係または、各支所に提出してください。

- ・蜂駆除費用補助金申請書
 - ・蜂駆除費用補助金請求書
 - ・領収書
 - ・駆除前と駆除後の状況写真
 - ・振込通帳または口座番号がわかるもの
- ※申請書類は、町ホームページからダウンロードできます。
※補助金の申請は、予算の範囲内において先着順に受け付けます。

●申請時の注意点

- ・蜂がいなくなった巣の駆除は補助の対象となりません。